

仕 様 書				
件 名	仕様書番号	10		
消防設備等点検	作成年月日	令和4年5月20日		
	作成課班	総務課		
1 適用範囲 本仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部の消防用設備等点検について適用する。				
2 設置場所 茨城県水戸市三の丸3-11-9 自衛隊茨城地方協力本部内				
3 対象消防設備				
No.	設 備 名	点検機器名	数 量	備 考
1	消 火 器 具	強化液消火器8ℓ	5 本	
		強化液消火器6ℓ	9 本	
		機械泡消火器6ℓ	1 本	
2	非常警報器具及び設備	複合装置	2 台	
3	誘 導 標 識	誘導標識	4 枚	
4 点検実施要領				
(1) 機器点検（令和4年6月）を1回、総合点検（令和4年12月）を1回実施し、細部日程は契約担当官と調整するものとする。				
(2) 機器点検とは、機能点検及び外観点検を実施することをいう。				
ア 機能点検とは、消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により確認できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防法で定める基準に従い確認することをいう。				
イ 外観点検とは、消防用設備等の損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防等設備の種類に応じ、消防法で定める基準に従い確認することをいう。				
(3) 総合点検とは、消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は消防用設備を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防等設備の種類に応じ、消防法で定める基準に従い確認することをいう。				
(4) 第1号に規定する点検の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。				
(5) 点検実施上又は仕様書等に疑義がある場合は、契約担当官の指示に従うものとする。				
5 検査実施要領 前項第1号に規定する点検の終了後、検査官の検査を受けるものとする。				
6 その他 第4項第2号及び第3号に定める事項を実施した後、それぞれ点検結果を記載した点検結果報告書を提出すること。				